

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名
神明町会地区
- 2 団体名及び代表者
神明町会 会長 市村 泰敏 氏
- 3 地区の範囲
本駒込四丁目14番、15番(3～11号)、16番(5～12号)、26～
34番、35番(19～24号)、36番、37番、44～49番、本駒込五
丁目27番、28番、35～37番、39～71番)
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過
令和元年7月1日 推進地区指定の申請
7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認
8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取
(寄せられた意見なし)
10月1日 推進地区指定日(～令和4年9月30日)

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

神明町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

